

和泉市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、和泉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(部会)

第7条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 こども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(会議)

第8条 こども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）

は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「こども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 こども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。